

横浜市一団地認定基準・連坦建築物設計制度基準の一部改正に関する 意見公募について

建築基準法第86条及び第86条の2に基づく「横浜市一団地認定基準・連坦建築物設計基準」（以下、「認定基準」という。）を一部改正し、運用の改善を図ります。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見を公募します。

■改正の概要

認定基準における、駐輪施設及び集会場の設置基準について、他の条例等の規定を踏まえた合理化を図ります。また、所要の改正を行います。

■改正の時期

令和4年2月28日（予定）

■意見公募要領

<意見公募期間>

令和4年1月14日（金）から令和4年2月14日（月）まで
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

<意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
（持参の場合は、平日8:45～17:15 ※昼休み12:00～13:00は除く。）

<その他の注意事項>

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

<問合せ先>

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933